

【論文提出者】 社会文化科学研究科 文化学専攻 文化資源論講座 有形文化資源論分野
神川 めぐみ

【論文題目】 九州の縄文時代後晩期における石器石材利用と集団間関係

【授与する学位の種類】 博士（文学）

【論文審査の結果の要旨】

九州地方の縄文時代後期は、生業・文化において大きな変革が起こった転換期といわれる。その背景には前半期には東日本からの、そして後半期には朝鮮半島からの文化的影響があり、それとともに農耕化が促進され、生業に占める農耕のウエイトが全時代より大幅に増加したと想定される。これは、石器組成の変化、装身具や祭祀具の増加、集落の大規模化の出現など、この時期に現れる新たな考古学的事象から読みとることができる。

しかし、これまでのこの変革期の議論に関しては、先のような生業・文化の時代的画期としての評価が中心であり、その基盤である社会構成や集団関係がどのようなものであったのか、またその前後の時期と比べてそれらに変化があったのかなどの議論に欠けていた。

このような問題意識から、論者はこの時期もつとも遺跡・遺物の集中する中九洲地域を対象とし、物流(物資の交換・交易)のあり方を分析することで、これを明らかにしようとした。その際、考古学資料として多量かつ普遍的な当時の生活財である石器を分析対象とし、その製作・分配・交換の諸相から集団関係に取り組んだ。

本研究の独創性はその分析手法にある。産地を特定できる石器を抽出し、それらを一般財や威信財のような日常・精神生活における質的階層性を意識しながら、集落への搬入形態と量とそれらの重層的構成をとらえ、それらを集落(消費地)間の地理的位置関係をもとに分析する。さらに、石器石材の原産地を同定するため、集落(遺跡)周辺の地質学的調査、石材産地の踏査などを実施し、石材の理化学的特性を明らかにするための剥片分析を行うなど、きわめて労力のいる作業を行った。その結果、これまであまり注目されることのなかった打製石斧や磨石・石皿・砥石などの礫石器の石材産地が明らかになり、地域的な特定石材で製作された石器の分布域が把握された。また、これらが石器の素材として流域の異なる集落へ交換財としてももたらされたことも明らかになった。

論者は、この分析結果から、縄文時代後期前半には黒曜石などの遠隔地石材の一方向的な動きであったのに対し、後期後半になると、各流域の中心的な遺跡において、地元産石材との互酬的な交換が行われ、相互に財が賄われたモデルを想定した。農耕化とともに農耕具である打製石斧や石製収穫具の需要が増大すると、広域の石材産地への往来が必要となるが、同時に農耕化は、耕作地を確保するために居住地や耕作地を含む活動領域の固定化を招き、石材の確保に支障をきたすようになる。論者は、この矛盾を解消し、円滑な素材供給を図るために、この時期このような平等な相互依存型の交換システムが成立したと結論づけた。

本論は、踏査や科学分析により産地を同定し、多量の遺物を観察し、石器石材の遺跡・時期ごとの構成と変遷やそれらを通じた遺跡間の関連性を明らかにしたこと、また周辺諸科学の成果を導入し、学際的な視点から取り組んだ点など、具体的かつ客観的なデータに基づいて語られることの少なかった当該期の研究に大いなる刺激を与えた研究と評価できよう。

以上の点から、本論文は博士論文として適切な内容と質を備えていると判断した。

【最終試験の結果の要旨】

提出論文についての口頭試問は、2010年1月9日に主査1名・副査4名の全員の参加で実施した。提出者から論文要旨の説明を受け、その後審査員より質問や意見が述べられた。

主な意見は、論文の構成に関するもので、まず集落論を最初に議論すべきであること、研究史が的確な問題点抽出的な記述になっていない点などの指摘があった。質問は、統計的な処理に問題はないのか、集団をどう捉えているのかなどの質問があった。これに対して、提出者は、論文構成については、真摯に受け止め、改善する旨を、個別の質問に対しては、遺跡の時期についてはその決定において土器により細かく設定しており、問題はないこと、集団については、流域ごとの集中域を部族的集団と判断していることを説明した。

また、2010年1月23日に行われた論文発表会の会場からは、農耕化が一定程度進んだ社会の評価を単に平等で友好的関係性で捉えてよいのかという質問や晩期の資料の扱いに対する疑問などが提起された。発表者は、前者の質問に対しては、貴重な財である玉類が各集落に存在し一極手中しない点などが自説を補強するものであるとの根拠を挙げてその可能性が少ないことを強調した。また後者の質問に関しては、資料の限界性があり、今後の課題であると回答した。

質問や意見に対する応対や回答は的確であり、研究分野における基本的かつ包括的な知識も備えていることから、審査員一同、十分に博士としての資質(要件)を備えているものと判断した。

【審査委員会】

主査 小畑 弘己
委員 甲元 眞之
委員 木下 尚子
委員 杉井 健
委員 稲葉 継陽